

現在でも施設の運営面に関しては2年に1回、町で指定してございますので、町で監査に出かけてチェックしてございます。そのほか県の指導監査も各施設には入ってございます。ただ、この2年というのは国の設置基準でございますので、5年に変えるところは今のところ考えてございません。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） それは、あのですね変える気はないということなんですが、必要であれば変えるのはできるのであってですね、やはりこの点はですね、しっかり保存期間というのはちゃんとしておかないとだめなんではないかなと思うわけですよ。この辺は逆に監査委員の意見もむしろ聞きたいぐらいですね、それは議長、可能なものですか。監査意見の考え方。

○議長（須藤正人君） もう一度お願いします。

○9番（山本優人君） いや、だから監査委員の考え方もひとつこれ聞きたいわけですが、それはこの会議の中ではできますか。範疇にない。

○議長（須藤正人君） 監査委員。

○9番（山本優人君） うん。

○議長（須藤正人君） 監査委員……休憩します。

午後 1時22分 休 憩

午後 1時25分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

地方分権一括法で今いろんなやつが下りてきていますけども、だから従来のやってきた中身とやり方はそんなに変わるわけでもないけれども、条文そのものがまずドンドン下ろされてきているというふうな状況であります。

今回のこの件については、例えばグループホーム内であるとかそういう所での内部での書類はどの程度置くとか、その中にありますけれども、今の段階では行政監査として町とか県の方で入っていますから、2年に1回入っていると。だから最低でも2年の書類は見て確認しないといけないので、それはちゃんとやっていますので、それで今のと

ころ支障も何もなくやっていますので、それでいいんじゃないか。またこれから時間が経過してどうしても支障があるとなれば、またその時点で考えることもやぶさかではないんでないかなと思っています。

それと、直接、町の監査がですね、その施設に入るということではありませんので、ひとつそこら辺はご了解していただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第12号、八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第12号、八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について、ご説明いたします。

八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございます。これも先ほど来の地域主権改革一括法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づき、介護保険法が改正され、現在、厚生労働省令で定められている指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準について、市町村条例で定めることとされたことにより、本条例を制定するものでございます。

これも次のページから、目次から始まってございます。第1章が総則でございます。第2章が介護予防認知症対応型通所介護。それから第3章が介護予防小規模多機能型居宅介護。第4章が介護予防認知症対応型共同生活介護となっております。

この内容につきましても厚生労働省令と同様の内容となっております。

以上でございます。宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第13号、八峰町長寿祝い品等支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それでは、議案第13号、八峰町長寿祝い品等支給条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

八峰町長寿祝い品等支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由ですけれども、満100歳に達した者に対する祝い品、10万円ですけれども、この支給要件を拡大するため、条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

八峰町長寿祝い品等支給条例の一部を改正する条例です。

内容は、改正点ですけれども、現在、祝い品として10万円を贈呈する要件として、町の住民基本台帳に10年以上登録され、町に居住している場合となっているんですけれど

も、この規定だけでは対象とならない方、あるいは長年、町で生活をしていた方がですね町外の施設等に入所した場合は対象とならないというようなこともありまして、これらの方へもですね一定の条件の下で祝い金の贈呈の対象者としてたいと、そういう内容のものでございます。

改正後の規定は、この改正文の中にある第2条に第2項を加え、そしてまた対象者の特例として第2条の2を新設しております。

この条文の中で具体的にどういう人方になるのかというのを記載しております。条文の中の(1)となっている部分ですけれども、第1号ですけれども、基準日、100歳に達した時ですね、基準日以前、引き続き10年以上住民登録の上、居住している者。それから2号として、これは、1号については現在のもと同じような内容のものです。2号として、町の住民基本台帳に通算50年以上登録の上、居住している者で、基準日以前、引き続き5年以上住民登録の上、居住している者。このような場合は、例えば長年町の方にいてあったんですけれども、その人の都合というんですかね、関係で町外に行って住所等移してまた戻ってきた人、そのような方を想定しております。それから第3号ですけれども、基準日において町外の老人福祉施設等又は医療機関に入所等している者で、入所等の時に引き続き10年以上住民登録の上、居住していた者。いわゆる現行の条例ではですね公的な記録、住民基本台帳、それから居住と、実態という2つのものを求めているわけですけれども、町の方に住所を移したまま町外の老人施設に入所していた場合、居住要件が外れると、そういうようなことで今回こういう文面を入れて救済というんですか、入れたいと思っています。

それから、第2条の2、対象者の特例ということで、他の市町村に転出後、満100歳に達した者のうち、介護保険等の規定による住所地特例により老人福祉施設等に入所している者。この場合は原則として秋田県内の施設というものを想定しています。入所等の直前に引き続き10年以上住民登録の上、居住していた者又は通算で50年以上住民登録の上、居住していた者については、転出後10年以内に限り特例として前条、いわゆる第2条第2項の祝い品を贈呈することができるものとするという規定です。2項として、前項の場合、いわゆる町外転出者の場合ですけれども、前項の場合において他の市町村で長寿祝い品等を贈呈する時は、いわゆる町と同様の趣旨のものがあつた場合はですね、本条例に基づく贈呈は行わないものとするというような内容となっております。

この条例は、平成25年4月1日から施行すると、そういう内容のものです。宜しくお

願います。

議長（須藤正人君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第14号、八峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第14号、八峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

八峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

制定理由。提案理由でございます。地域主権一括法の公布に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正され、町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める必要があるため、改正するものでございます。

次のページでございます。

八峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、目次中、「第10章、11章」を「第10章、11章、12章」に改め、第11章中、「第52条」を「第53条」とし、49条から第51条までを1条ずつ繰り下げ、「第11章」を「第12章」とし、第48条の次に「11章 技術管理者の資格」の第1条を加え、49条で技術管理者の資格基準を定めるものでございます。

資格基準につきましては環境省令のものと同様になってございます。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第15号、八峰町町道の構造の技術的基準等を定める条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第15号、八峰町町道の構造の技術的基準等を定める条例制定についてを説明いたします。

八峰町町道の構造の技術的基準等を定める条例を別紙のとおり制定する。

提案理由でございます。地域主権改革一括法の公布に伴い、道路法が一部改正され、町道の構造の技術的基準等を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

次のページをご覧ください。

目次です。第1章で総則が第1条。それから第2章、道路の構造の技術的基準、これが第2条から44条で、この中に歩道、自転車道、車道等の幅員、縦横断勾配、カーブの大きさ、速度などの設計基準を定めております。第3章、道路標識の寸法が第45条。第4章、自動車専用道路を立体交差とすることを要しない場合、これが第46条。第5章、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準、第47条。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものです。

以上です。宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第16号、八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第16号、八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年 3 月 6 日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由でございます。地域主権改革一括法の公布に伴い、公営住宅法が一部改正され、入居の基準等を管理者である町が条例で定める必要があるため、改正するものであります。

次のページをご覧ください。いろいろ条項が書かれておりますので、説明いたします。

説明の1行目から7行目までにつきましては、福島復興再生特別措置法の施行によりまして条例の改正になっている部分であります。その下段につきましては、激甚災害などで被害を受けた被害者にあつては3年間に限り、収入基準額の上限を「21万4,000円」から「25万9,000円」に引き上げるというものです。その他一般入居については「13万9,000円」から「15万8,000円」に引き上げるものです。下段2項につきましては、「保証人」を「連帯保証人」に改正するものです。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものです。

以上でございます。宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番見上政子さん。

○2 番（見上政子さん） 激甚災害とか災害起きた場合に収入所得金額かな、収入金額かな、それが21万4,000円から25万9,000円に改めるということですけども、同じ住宅、それに伴って住宅の数を増やすということではなくて、あるものに対して収入の幅を広げたということは、低所得の人がはみ出される可能性もあるわけですよ。それに伴って住宅とか災害の、建物が保障され、保障というか数を増やすとかそういうふうなことの条項ではないので、結局は低所得の人が締め出されることになるのではないかと思うんですが、そこには書かれてないですが、課長はどのように思われますか。

○議長（須藤正人君） 2 番議員の質問に対し、答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご質問にお答えします。

これはあくまでも空き住宅がある場合のみでして、それと3年間、被災から3年間という限定つきのもので、その間のみ入居ということになります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2 番見上政子さん。

○2 番（見上政子さん） 地域主権改革一括法の中にこれが載っているんですけども、空き家であるとか入れる住宅がある場合に、やはり優先するのは低所得者じゃないかなと思います。それと保証人が連帯保証人ということで、保証人と連帯保証人はかなり中身が変わってきます。丸抱えでその人の全般を連帯保証人が負わなければならないというこれもやっぱり大変なことだと思いますので、私は保証人のままでいいと思いますので反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第17号、八峰町営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第17号、八峰町営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例制定についてを説明いたします。

八峰町営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成25年 3 月 6 日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございます。地域主権改革一括法の公布に伴い、公営住宅法が一部改正され、公営住宅の整備基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

次のページをご覧ください。

第1章の中で総則。それから第2章、町営住宅の敷地の整備基準。第3章、町営住宅の整備基準。第4章、共同施設の整備基準等で構成されております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 夕風団地と、かもめ団地も含むのかな、かなり古くなって維持経費も、修繕費等かさばるようになってきていると思いますが、今後の対処どう考えているのか伺いたいと思います。

○議長（須藤正人君） 5番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 今まで県の補助事業を持ちまして計画で住宅の整備を進めてきておりました。ほとんど平成24年でまず一通り終了の形になっております。今現在は、設備関係のボイラー関係、そういうのを計画的に整備しておりますが、建物については、その都度、不便が生じた段階で現地確認の上、対応しているのが現状のところですが、改まった整備計画は今のところ持っておりません。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 普通であれば家賃収入と照らし合わせてね、それと見合う収入がない場合は何らかの対処方法を考えなきゃだめだと思うんですよ。古いものはますます、さっきも言ったように維持経費、修繕料かかっていく。そうなった場合の、償還終わっ

たやつもあるったすかね。国の償還終わったやつは、なかったかな。いずれ払い下げ等、将来的な対応、その辺もうちょっと聞かしてください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 建築についての償還は今のところ、ちょっと確かではないんですが、まだ終わってないと思っております。

○議長（須藤正人君） 休憩します。

午後 1時53分 休 憩

.....

午後 1時57分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） お答えします。

償還については、まだ残っております。

それから、屋根、外壁につきましては、他の補助金関係で今のところ修繕をしております。それから、ボイラー等、中の施設関係につきましては、修繕計画を基にして現在修繕をしております。

それから、払い下げにつきましては、国等の指導で一団地全員の払い下げでないことを承認にならないということです。

それから、建て替え等につきましては、今後の需要を考慮して計画等作成しながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（門脇直樹君） 分かりました。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

休憩します。2時10分、再開します。

午後 1時59分 休 憩

.....
午後 2時09分 再 開

○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第19、議案第18号、八峰町水道布設工事監督者等の資格の基準等に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第18号、八峰町水道布設工事監督者等の資格の基準等に関する条例制定についてを説明いたします。

八峰町水道布設工事監督者等の資格の基準等に関する条例を別紙のとおり制定します。

平成25年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地域主権改革一括法の公布に伴い、水道法が一部改正され、町で水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準、水道技術管理者の資格基準を定める必要があるため、本条例を制定するものです。

次のページをご覧ください。

条例の中身といたしましては、趣旨と布設工事監督者の配置基準、それから布設工事監督者の資格、水道技術管理者の資格で構成されております。

附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するものです。

以上でございます。宜しくお願いします。

○議長(須藤正人君) これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番柴田正高君。

○3番(柴田正高君) この前、全協でもお尋ねしましたけども、あくまでも本人の申請なんですね。実務に従事した経験ということはこの本人の申請で、実務を経験した後、それなりの資格試験に合格した者とかという記述があれば、その合格の証明書なり添付していただければすぐ確認できるわけですけども、今これから新年度になれば指名願

の申請がなされると思うんですが、そこで当然、管工事等に指名のお願いも出てくるんだらうと思うんですが、そうすれば当然こういう該当者がいるよということで技術者といえますか、その経歴を添付して指名願いが出るんだらうと思うんですね。ですから、入札に関してチェックする前の段階、指名の願いが出た段階で指名審査会の方でやっぱりこうしっかり確認をする必要があるだらうと。そうすれば入札に際して指名した場合、スムーズにこう物事が進むのではないかなという気しておりますけども、その点どうでしょうか。その点に関して課の考え方、伺わせてください。

- 議長（須藤正人君） 3番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。田村建設課長。
- 建設課長（田村 博君） お答えします。

当然それなりの資格があるかどうかというのは、指名願いの段階でも水道の資格者が何人という具合になされて指名願いというものが来ます。そういうのを確認しながら、町の方では指名をしていきたいということです。業者が請けおった後で、うちの方に提出する場合は、そういう経歴なり、それから資格書なりの写し、そういうのは当然つけていただく、そういう考えでおります。

- 議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第19号、八峰町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

- 建設課長（田村 博君） 議案第19号、八峰町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地域主権改革一括法の公布に伴い、下水道法が一部改正され、町で公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を条例で定める必要があるため、本条例を制定するものです。

次のページをご覧ください。

内容としては、趣旨、それから排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準、排水施設の構造上の基準、終末処理場の維持管理の基準等で構成されております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第20号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の訂正についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第20号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の訂正について、ご説明いたします。

地方自治法第291条の11の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり訂正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由です。平成24年6月定例議会において議決された、秋田県後期高齢者医療広

域連合規約の一部変更について、内容に一部訂正すべき箇所があったため、本案を提案するものでございます。

次のページご覧ください。

内容についてでございます。秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように訂正するものです。

附則第1項中「知事の許可のあった日」を「知事に届出をした日」とするものでございます。

施行日でございます。この規約は、秋田県知事に届出をした日から施行するものとするものでございます。

以上、宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） ちょっと意味が分かりませんので、前もこれが出されましたよね。なかったかな。許可のあった日と届けをした日、これがどのように違うのか、もう少し詳しく内容を教えてください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 質問にお答えします。

これは前の6月定例議会にも、住民基本台帳法の一部改正に伴ったことについての規約の変更について議決いただいたものです。その時に広域連合の方で地方自治法の第291条の1項の規定をやるものでしたが、そこの但し書きの方で、軽微なものについては知事に届けで済むという規定がございます。それを連合会の方で間違えまして、知事の許可を得た日ということで条項の内容を間違えたものでございます。そのために今回の議会で、全市町村が3月議会にかけまして訂正をお願いするという求めになってございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第21号、町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第21号、町道路線の廃止及び認定についてをご説明いたします。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、町道路線を廃止及び認定することについて議会の議決を求めるものです。

1、廃止路線は別紙1。

2、認定路線は別紙2。

平成25年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。道路台帳の整備に伴う町道路線の見直しにより、現224路線を廃止し、新たに251路線を認定するものでございます。

次のページから6ページ、廃止路線224路線が載っております。別紙2の方も6ページにわたって、251、新たに認定をお願いする路線名が載っております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） ちょっと部分的に照らし合わせてみたんですが、例えば真瀬線の場合は起点と終点と同じになっても路線番号が違ったりすれば、これはもう変えるという、この路線番号というのも非常に大事な役目を果たしているんでしょうか。それと廃止路線は、かなりこう地区的に入り乱れて書かれて、路線番号になっているんですが、廃止路線の方は、で、新しい方では地域的にきれいに羅列されているように思うんですが、それが整備ということなのか、もう少しその辺教えてもらえますか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。